

週休2日の「現場一斉閉所日の試行」実施要領

1. 目的

建設産業での働き方改革推進の一環として取り組んでいる「週休2日」の更なる意識向上を図るため、沖縄県内における発注機関と受注者が一体となり、「現場一斉閉所日の試行」を実施する。

2. 対象工事

○対象工事は、令和7年4月1日以降に予算執行伺いの決裁を行う工事、及び発注済み工事で試行を希望する工事とする。（港湾空港及び営繕工事は除く）

3. 現場一斉閉所の実施日

○毎月第2土曜日、第4土曜日

4. 実施方法

- 当初受発注者間協議の際、現場一斉閉所日の試行実施に関する工程調整を行う。
なお、特別な事情により、第2土曜日、第4土曜日に設定出来ない場合は受発注者間で協議の上、別途土曜日に実施でも可とする。
- 現場一斉閉所予定日に災害対応等を行った場合は、現場一斉閉所の対象外とする。
- 未実施工事における罰則規定等は無しとする。

5. その他

○技術管理課より提供する現場一斉閉所日に関するポスター・チラシデータを各事務所に
て工事受注業者へ配布し、各工事現場等にて周知を図る。

(参考) 現場一斉閉所日の試行に関する Q&A

Q 1. 現場一斉閉所日を予定した土日に急遽、災害対応等で閉所できなかった場合は？

A 1. 対象外とする。(H30. 9. 25 付土技第 801 号「週休 2 日試行工事の実施要領の改訂について」の対象期間の考え方「発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。」に準じる)

Q 2. 極端な話、特別な事情があれば一斉閉所日を毎月変更してもよいのか。

A 2. 特別な事情があり主任監督員が認めるのであれば、別土日曜日の実施でも可。
但し、全県で取り組むことも考慮し可能な限り第 2 土曜日、第 4 土日の実施が望ましい。